

平成24年第3回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	平成24年6月15日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	6月15日午後2時00分宣告（第3日）	
出 席 議 員	1 番 井 戸 太 郎 3 番 奥 田 幸 男 5 番 植 田 い ず み 7 番 高 幣 幸 生 9 番 山 田 仁 樹 1 1 番 繁 田 智 子	2 番 戎 井 政 弘 4 番 森 田 勝 6 番 山 口 昌 亮 8 番 窪 和 子 1 0 番 下 中 一 郎 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 理 事 総 合 政 策 課 長 総 務 財 政 課 長 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 経 済 建 設 課 長 監 理 課 主 幹 教 育 委 員 会 総 務 課 長 上 下 水 道 課 長	岩 崎 万 勉 山 中 淳 史 森 井 惠 治 瓜 生 浩 章 岡 田 仁 大 浦 孝 夫 西 本 勉 経 堂 裕 士 城 光 良 水 谷 隆 英 塚 本 敏 孝 植 田 充 彦 宮 崎 充 弘 今 村 雅 勇 島 野 千 洋
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議 会 事 務 局 長 主 幹 書 記	西 脇 洋 貴 田 中 裕 美 田 中 政 子
町 長 提 出 議 案 の 題 目	第1号に同じ	

<p>議員提出議案 の題目</p>	<p>発議第 7号 議会の委任による専決処分事項の指定 について</p> <p>発議第 8号 「防災・減災ニューディール」による 社会基盤再構築を求める意見書（案）</p> <p>発議第 9号 再生可能エネルギーの導入促進に向け た環境整備を求める意見書（案）</p>
<p>議事日程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>

平成 2 4 年 第 3 回 (6 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 3 号)

平成 2 4 年 6 月 1 5 日 (金)

午後 2 時開議

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 平成 2 3 年度平群町水道事業会計決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 2 | 議案第 3 9 号 | 平群町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
(総務建設委員長報告) |
| 日程第 3 | 議案第 4 1 号 | 平群町道路線の廃止について
(総務建設委員長報告) |
| 日程第 4 | 議案第 4 2 号 | 平群町道路線の認定について
(総務建設委員長報告) |
| 日程第 5 | 発議第 7 号 | 議会の委任による専決処分事項の指定について |
| 日程第 6 | 発議第 8 号 | 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書 (案) |
| 日程第 7 | 発議第 9 号 | 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書 (案) |
| 日程第 8 | | 委員会の閉会中の継続調査の件 |

再 開 （午後 2時00分）

○議 長

皆様、こんにちは。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成24年平群町議会第3回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 認定第1号 平成23年度平群町水道事業会計決算の認定について

は決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。はい、森田決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（森田 勝）

それでは、決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る6月5日、平群町議会第3回定例会本会議において当委員会に付託を受けました平成23年度平群町水道事業会計決算の認定について、次のとおり審議の経過及び結果を御報告いたします。

平成23年度水道事業における事業内容は、平成23年度の給水件数7,723件で、22年度より47件（0.6%）の増となりました。また、年間総配水量は227万4,589立米で、22年度より5万407立米（2.2%）の減となり、また有収水量は205万1,190立米と、22年度より5万4,977立米（2.6%）の減となりました。有収率は90.2%と、22年度に比べ0.4ポイントの低下となっております。また、県営水道の受水量は190万8,912立米と、22年度実績より1万3,960立米の増となりました。

決算の状況は、前年度同様、税抜きで報告されております。まず、収益的収支については、営業収益4億3,387万9,106円、営業外収益で3,190万3,764円で、収益全体で4億6,578万2,870円となりました。22年度決算と比較すると、営業収益で1.8%、785万6,970円の減、営業外収益で7.3%、218万1,057円の増、全体では1.2%、567万5,913円の減収となりました。

一方、費用では、営業費用で4億4,134万5,516円、営業外費用で

9 2 3 万 2, 0 6 9 円、費用全体では 4 億 5, 0 7 7 万 6, 3 9 6 円。2 2 年度決算と比較すると 1. 3 %、6 0 4 万 7, 9 5 7 円の減となりました。収支差し引き（税抜き）で 1, 5 0 0 万 6, 4 7 4 円の純利益となりましたが、前年度繰越欠損金が 1 億 4, 2 7 6 万 5, 5 1 0 円計上されており、結果、1 億 2, 7 7 5 万 9, 0 3 6 円の未処理欠損金となり、翌年度に繰り越すことになりました。

資本的収支については、収入では、公共下水道工事に伴う竜田川団地 3 工区水道管移設工事ほか 4 件の工事負担金 3, 9 2 1 万 7, 0 8 0 円であります。

資本的支出では、建設改良費で 7, 0 6 6 万 1, 6 6 4 円。主なものは、公共下水道工事に伴う竜田川団地 3 工区水道管移設工事ほか 3 件で、6, 5 2 2 万 2, 7 1 4 円、委託料で 5 4 3 万 8, 9 5 0 円です。企業債償還金として 1, 8 5 3 万 8, 9 6 2 円で、合計 8, 9 2 0 万 6 2 6 円となり、4, 9 9 8 万 3, 5 4 6 円の支出超過となりましたが、これは損益勘定留保資金及び資本的支出の消費税をもって補てんされています。以上が平成 2 3 年度水道事業決算の概要です。

審議の主な内容は、計画停電が実施され、水道庁舎に電力が供給されなくなった場合のバックアップ体制について質疑があり、中央受水池並びに主要配水池施設には停電に対しての自家発電装置などの設備は設置されていないが、今後、停電に対して、自家発電装置の設置に向けて検討していきたいとの答弁がありました。また、短時間の停電に対しては、配水池の容水量で毎日 6 時間程度は対応できるとの答弁があわせてありました。

人口の減少により総配水量も減少の傾向にあり、給水収益の増が見込まれない中、健全経営を行っていくためには合理化等も必要と考えるが、今後の水道経営について質疑があり、経営上の合理化ということで、外部委託的なものについては既に行っており、人件費の削減については、近隣町や類似団体と比較しても少ない職員数であり、人件費や人員の削減は難しい。また、自家発電装置の設置、老朽化施設などの更新など、資本費が増えてくることが予測されていることから、経営努力をしていきたいとの答弁がありました。

2 3 年度の未収金の対応について質疑がありました。2 3 年度は、給水停止の予告の発送件数 3 1 件、給水停止通知 2 2 件、給水停止の執行 6 件であり、現在、給水停止の 6 件のうち、料金の納入により 4 件開栓、2 件が給水停止の状態との答弁がありました。

また、2 3 年度の決算後、できるだけ早い時期に徴収する手だてを考えているかとの質疑があり、要綱に基づいて給水停止、催告や督促を行いながら給水停止まで進んでいく中で、給水停止の予告、通知に至るまで、催告、督促で納

入されている。また、給水停止の通知をした時点で納入されており、いま現在、要綱に基づいて行っており、現年度分の未収が増えることはないと考えている。過年度分の滞納者についても、分納誓約を交わしており、誓約どおり納入されない方については給水停止も行う中、納入されているとの答弁がありました。

特別損失の19万8,811円の内容について質疑があり、4名分の不納欠損処理を行った。内訳については、1件は死亡かつ相続人全員の相続放棄がなされた分、もう1件の3,970円は、岐阜県に転出され、滞納額としては転出時の精算分のみで、督促状なども発送したが何の応答もないため、不納欠損処理を行った。残り2件は、破産法に基づき債権の免除通知が来たため、不納欠損処理したとの答弁がありました。

平成23年度も損益勘定留保資金を取り崩しているが、現在の残高について質疑があり、23年度末で4億8,001万1,486円となっているとの答弁がありました。

水道事業費用の営業外費用、雑支出178万7,398円についての質疑があり、4条予算に係る特定収入割合が5%を超えた場合、消費税の控除対象外となる分を、消費税の計算上、雑支出として支出したとの答弁がありました。

県水の単価が3年間、5円引き下げられているが、減額になった額について質疑があり、平成23年度の県水の受水量は190万8,912立米となっており、954万4,560円との答弁がありました。

東日本大震災から、国も自治体の水道施設の耐震化を進めるということで、総務省や厚生労働省などでさまざまな財政支援が行われている中、水道施設の耐震化の計画について質疑があり、配水池、中央受水池の建物などの耐震化診断は未実施であり、国の補助メニューについても細分化され、採択要件も複雑になっており、施設の更新、耐震化にどういった事業が適用できるのかの問題。また、設備の更新計画は、浄水施設、受水施設、建屋などがあり、25年度には大滝ダムの供用が開始され、県水の単価が見直される中、自己水を確保するための施設を今後どのように維持していくかの検討も含め、町の財政状況についても考えながら、平成24年度、平成25年度で検討していきたい。平成24年度中の検討としては、現有施設の更新に対して費用が幾らかかるかを我々みずから積算していきたいとの答弁がありました。

線路沿いの鑄鉄管については、電食の影響があるのか、また企業としての対応についての質疑では、鉄道の近くの管路や鑄鉄管は電食の影響を受けているのは確かである。影響の度合いの確認方法は、試掘を行い、管を目視し、管の口径をはかったり、腐食度合いを目視して行うことになる。県営水道の送水管については、電食を防止するための設備は県が施されていることから、鉄道事

業者が手だてを行う仕組みになっていない。予防については、管路を布設した水道ならば、水道事業者が電食の手だてを行わなければならないとの答弁がありました。

各配水池、高区配水池の維持管理について質疑があり、各配水池は週に数回、職員の方が点検を行ったり、また配水池の草刈りなどはシルバー人材センターに発注を行い、7月上旬から下旬にかけて実施するとの答弁がありました。

自己水の率が20%で推移している中、井戸水からの取水について、今後の見通しと、藤城池は必ずしも安定供給ができていない状況の中、抜本的な対策をどのように考えているのか質疑があり、井戸水については、井戸ごとに浚渫工事を行っているが、取水量が落ちてきている、見通しについては難しいところであるが、どこかの時点で取水をあきらめざるを得ない状況も出てくるかと思っている。藤城池については、予算をかけて大規模な浚渫や、曝気装置をつくるなどの抜本的な対策が考えられるが、取水量や規模からして、予算をかけての抜本的な対策は現実的でないので、引き続き藤城池を使用するのであれば、対症的にカビ臭の発生時に取水を止めて、池の水を入れかえるなどの措置を講じていかなければならないとの答弁がありました。

自己水の確保が難しい中で、浄水場などの耐震工事費用や井戸の現行の体制を維持することが、将来的な平群町の水の安定供給を考えた場合、自己水を確保していくのか、あるいは大滝ダムの稼働が来年度ということを踏まえ、県水の依存をどこまで拡大するのか検討を行っているかとの質疑があり、平群町では新たな自己水源を求めることが困難であり、浄水場の老朽化、機械設備などの更新、耐震化問題、あるいは安全性の問題など、自己水の施設に対して投資すべきか存続すべきかについては、県水単価も比較しながら、今後検討していく必要があるとの答弁がありました。また、企業会計としてのあり方をどうしていくのかも今後研究し、町民の皆さんに安全で安心して安価で飲んでいただける水の供給を目指していきたいとの答弁がありました。

続いて、討論では、平群町の水道全体の8割を県営水道から受けており、県営水道が3年間、1立米5円の引き下げをするということで、予算に対して反対してきた。決算でも、県水が1立米5円の値下げで、954万4,560円、町の経費が少なく済んでいる分、当然、町民に還元すべきものであり、給水件数7,723件から割り戻すと、1件当たり1,236円となり、1カ月の基本料金をペイでき、生活が非常に厳しい状況になっている家庭も増えてきており、低所得者層の減免に使うなど、さまざまなやり方があるが、一切されていないことから、23年度決算には反対するとの討論がありました。

水道施設の老朽化問題、管の問題など、難題、課題が現在の水道にはあると

思う。1,500万円黒字化というものは大きな成果を上げてくれている。水道行政は常にコストオペレーションを考え、そして一番大事なのは水の供給、生命のライフラインという観点で考えた場合、トラブルのない水道を願っており、新しい体制、新しい考え方の中で、コストオペレーションを大事にさせていただくことを願って賛成するとの討論がありました。

採決の結果、挙手多数により原案どおり認定することに決しました。

以上が当委員会に付託を受けた議案審査の結果であります。よって委員長報告といたします。

平成24年6月15日
決算審査特別委員会
委員長 森 田 勝

○議長

ありがとうございました。

これより、認定第1号についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山口君。

○6番

特別委員会の討論でも述べましたが、また、いま委員長の報告の中にもありましたように、県水8割に依存している、県水を8割買っているということで、8割も使っているということで、全額で、5円の値下げで954万何がしという大きな金額がですね、平群町としては支出が減っている。その分は当然、本来は住民に還元すべきだということを、この間一貫して言ってきました。その一事でもってですね、ほかについてはそれほど、相当ないろんな努力もされてますし、水道会計としてはこの間、長い間値上げもされていませんから、その辺では問題はないのですが、この一事でもってね、やっぱり住民の皆さんに還元するっていうのが、やっぱりどう考えても基本だということで、それが結局なされてなかったという結果の決算ということで、この水道事業会計決算に対しては反対をいたします。

○議長

はい、高幣君。

○ 7 番

委員長報告を聞かせていただきまして、御苦労さまでございました。

まず、23年度水道事業会計決算認定については、賛成の立場で討論をさせていただきます。なぜならば、水道機能の円滑な稼働というものが大きな願いであります。いま、今後もこの維持をさせることが、現在の水道運営については大事なことでございます。そういう観点から見ますと、やはり我々は住民への安定供給を求める、これが第一の問題でございますので、いま、きょうの委員長報告にもございましたが、ぼつぼつ、各水道施設等について、配水管にもついてなんですが、非常に老朽化が目立っていると、こういう話もございませぬ。そうしますと、やはり我々としては、水道事業会計の決算については常に黒字を求めていきたい、こんな感覚で私はおります。そういう意味で、今回の水道事業会計決算の認定については、これからの施設の維持ということを第一、それからバックアップ体制ということが第一、こんなことを考えた場合、本水道事業会計決算について賛成をさせていただきます。ありがとうございました。

○ 議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○ 議 長

挙手多数です。よって、認定第1号 平成23年度平群町水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

日程第2 議案第39号 平群町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第41号 平群町道路線の廃止について

日程第4 議案第42号 平群町道路線の認定について

以上3件は、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案3件については、総務建設委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。下中総務建設委員長。

○総務建設委員長（下中一郎）

それでは、総務建設委員会委員長報告を行います。

去る6月5日、平群町議会第3回定例会本会議において当委員会に付託を受けた3議案の審議内容と結果を報告いたします。

当委員会に付託を受けました案件は、議案第39号 平群町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について、議案第41号 平群町道路線の廃止について、議案第42号 平群町道路線の認定についてであります。順次、審議結果を報告いたします。

まず、議案第39号 平群町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について審議を行いました。今回、平群町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例が平成9年4月1日に施行され、以後、一定の抑止効果があったが、近年、環境への住民意識の高まりとともに、無許可等の条例違反行為が増えてきている状況にあることから、住民の不安を払拭すべく、行政として事業主等に厳格に対処するため、より実効性のある条例に改正を行うものであります。

質疑では、施行期日が平成25年1月1日となっているが、条例の周知の方法について質疑があり、基本的には条例の罰則規定の強化、安全基準の確保ということで、概要について町の広報紙並びにホームページに掲載を予定している。周知が不足するようなことであれば、当然、看板の設置も検討していかねばならないと考えている。また、現在施工中の業者等についても、改正内容の概要版、チラシ等を作成して、周知していきたいとの答弁がありました。

条例施行までに駆け込みで申請をされるという心配がないのかの質疑では、現在、条例の手續にのっとりた許可申請の相談は受けていないが、基本的には平成25年1月1日から施行されるということで対応していきたいと考えているとの答弁がありました。

規制強化する中で、規制対象内容の明確化、事業主等の責任強化についての質疑では、規制強化で対象者を広げたのは、違法性のある現場をとめることを前提に考えている。届け出事業の条例違反での対応については、基本的には行政手續にのっとりた対応を行っていく。事業者の責任者といえば、事業主、土地所有者の順となり、まずは事業主ということで考えている。今回、無許可の行為については、行政手續上、聴聞と弁明の機会が必要だが、直ちに事業の停止命令をできることになっているとの答弁がありました。

条例適用外への事業の立入調査についての質疑では、基本的には法的な権限をもって立ち入ることはできないが、行政の対応としては、相手方の理解の上、調査していくことになり、その上で適用事業と判断すれば、条例に基づいて対応していくとの答弁がありました。

土壌の安全基準及び廃棄物の定義についての質疑では、安全基準については、環境基本法第16条に環境基準が定められており、土壌汚染に係る環境基準については、平成3年8月23日環境庁告示第46号で定められている基準となっており、廃棄物の定義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定義されているとの答弁がありました。

町長が必要と認めるときは事業区域の土壌検査を実施することができるかとされているが、必要と認めるときとはどういうときを指しているのか、また検査費用の負担についての質疑では、現場に職員が監視に行き、目視により確認を行い、汚染の疑いがあれば対応していく。費用負担については条例には明記されていないが、造成工事については町と事業主とで協定書を締結しており、協定書の中に明記をしていく。民法上の契約行為ということでは法的拘束力は発生すると理解しているが、今後、規則等で明文化することの必要性が高まった段階で検討していきたい。また、今回、罰則規定の強化、安全基準の明確化を行っており、適正な行政行為を誘導するための周知、PRを徹底していくとの答弁がありました。

一時堆積についての質疑では、面積500平方メートル以上、盛り土1メートル以上が条例適用となり、小規模なものは適用外になるとの答弁がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第41号 平群町道路線の廃止について、議案第42号 平群町道路線の認定については、会議規則第37条の規定により一括議題として審議を行いました。

道路台帳の構造化により、既存の認定路線を見直し、今回、1,216路線、延長29万4,038メートルの廃止と、新たに1,260路線、延長で29万8,868.71メートルの認定を行うものであります。

一括質疑では、道路種別で1級路線、2級路線、その他路線の基準について質疑があり、基準で定められており、主要幹線道路、集落と集落を結ぶ幹線道路で、戸数により1級路線、2級路線と分かれており、主要幹線道路以外は、その他路線と決められているとの答弁がありました。

デジタル化に伴い、官民境界の立会、道路明示等の利点についての質疑があり、平成24年3月末までに確定されている過去の境界明示のデータ、国土調

査の成果に基づき、官民界にかかわるデータを取り込んでおり、再度立会を行わなくても復元は可能である。ただ、入力間違いや測量図のできていない部分については、隣接地権者からの申し出により確定していかなければならないとの答弁がありました。

議案を6月議会に提出された理由について質疑があり、交付税算入の基準日が毎年4月1日であり、このことから、3月議会に上程を行いたかったが、道路台帳見直し業務が、平成23年度事業で3月末までの業務委託期間があり、調書や図面のチェックを終えて、直近の6月議会に上程することになったとの答弁がありました。

道路の底地はすべて登記上、町有地になっているのかとの質疑では、今回新規認定を行ったものは、底地の整理も終わり、町道の認定基準に合致したものであるとの答弁がありました。

全路線廃止して全路線認定ということで、新規路線が51路線ある中、以前に認定をしていた路線の幅員等が変わったものが含まれているのか、また新たに認定された内容についての質疑では、広域農道等で分断されたことにより、路線を新たに分けて認定している路線がある。御陵苑団地内については、開発事業者と地権者との境界紛争が解決したため、道路部分について帰属をさせていただいたことにより、新たに認定したとの答弁がありました。

東福貴307号線を廃止したことの質疑では、平群西線を延長し、平群信貴山線まで延ばす事業計画で、平成4年12月に議決をいただいたが、隣接地権者、地元協議の中で、圃場整備等の事業化に至らなかったため、今回廃止することになったとの答弁がありました。

1級路線の中に、行政界を越えて道路認定がされていることについての質疑では、行政界を越えて道路認定を行う場合は、その隣接する市町村の議会の承認が必要であり、承認をいただかなければ、平群町で認定して管理することができないとなっており、その手続は終えているとの答弁がありました。

道路法上の道路では、起点、終点が他の道路に接道しているのではないか、また交付税算入についての質疑では、昭和60年に一括認定、一括廃止したときに漏れ落ちた分を全部拾い上げ、もとに戻した。今後、里道に変えるか、町道のまま残すかは、各大字・自治会とも協議しながら検討していきたいとの答弁がありました。また、交付税算入については、1.5メートル未満の道路については、算定基礎数値には含まれないとの答弁があわせてありました。

以上が主な質疑の内容であります。

議案第41号 平群町道路線の廃止について、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第42号 平群町道路線の認定について、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上が当委員会に付託を受けました審議の結果であります。よって、総務建設委員長報告といたします。

平成24年6月15日
総務建設委員会
委員長 下 中 一 郎

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

それでは、順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第39号 平群町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第39号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

議案第41号 平群町道路線の廃止について、議案第42号 平群町道路線の認定についての委員長の報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより議案第41号 平群町道路線の廃止についての討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより議案第41号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして、これより議案第42号 平群町道路線の認定についての討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより議案第42号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

日程第5 発議第7号 議会の委任による専決処分事項の指定について
を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第7号

議会の委任による専決処分事項の指定について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成24年6月15日

提出者 山口昌亮

賛成者 井戸太郎

議会の委任による専決処分事項の指定について

地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分にすることができる事項を次のとおり指定する。

記

- 1 地方自治法第96条第1項第1号の規定による条例の改廃で、引用する条番号等もしくは語句又は条文の整理を行い、かつ町独自の判断を伴わないときに限り、当該条例の題名、条項又は用語に係る規定を改正すること。
- 2 地方自治法第96条第1項第12号の規定による損害賠償を支払うもので、その額が100万円以下のものの和解に関すること。
- 3 地方自治法第96条第1項第13号の規定による法律上、町の義務に属する損害賠償で1件100万円（町が加入する損害賠償保険等による保険金により解決される場合にあつては、保険金額の最高限度額）以下の損害賠償の額を定めること。
- 4 町営住宅及び改良住宅（以下「町営住宅等」という。）の管理上必要な、家賃その他町営住宅等賃貸借契約から生ずる入居者の債務履行の請求又は、町営住宅等の明渡しの請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。

以上でございます。

○議長

提出者の提案理由説明を求めます。山口君。

○6番

この案件については、過般、町長のほうから依頼のあったものでありますけれども、地方自治法第180条に基づいて行われるもので、議会の委任による専決処分は、「議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定し

たもの」は、「長において、これを専決処分することができる」とされています。この軽易な事項としてですね、専決処分できる事項を指定して議決する場合は、長には提案権がないことから、事件を指定して議会に議決を依頼することができる、こういうふうになっております。このことによってですね、町長より、先ほど局長から読み上げていただいた四つの事項について、専決指定の依頼がありました。そのことから、今回この規定によって、これらの事項が専決処分されたときにはですね、町長は、これらのことを専決処分した場合には議会に報告しなければならない。このようにされていることからですね、全く議会のチェックが働かないということにはならないこと、それから軽易な事項については、議会運営がスムーズに行えること、また緊急を要する事項をスピーディーに行政として進めることができる、こういうことからですね、専決指定を行うものであります。

この趣旨に御理解をいただきまして、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第7号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決

しました。

日程第6 発議第8号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第8号

「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書（案）
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成24年6月15日

提出者 窪 和 子

賛成者 奥 田 幸 男

〃 高 幣 幸 生

「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書（案）

1960年代の高度経済成長期から道路や橋梁、上下水道など社会資本の整備が急速に進みました。高度経済成長期に建築されたものは現在、建築後50年を迎え、老朽化が進んでいます。国土交通省の「道路橋の予防保全に向けた有識者会議」は提言（平成20年5月）の中で、「2015年には6万橋が橋齢40年超」となり、建築後50年以上の橋梁が2016年には全体の20%、2026年には同47%と約半数にも上る現状を提示。経年劣化により「劣化損傷が多発する危険」を指摘しています。今後、首都直下型地震や三連動（東海・東南海・南海）地震の発生が懸念される中で、防災性の向上の観点からも、社会インフラの老朽化対策は急務の課題といえます。

災害が起きる前に、老朽化した社会資本への公共投資を短期間で集中的に行うことによって、全国で防災機能の向上を図ることができます。と同時に、それは社会全体に需要を生み出すこともできます。つまり、防災・減災と経済活性化をリンクさせた諸施策の実施が可能なのです。

一方、景気・雇用は長引くデフレと急激な円高によって極めて厳しい状況が続いており、そのために必要な政策が需要の創出です。そこで、公共施設の耐震化や社会インフラの再構築が、雇用の創出に必要な公共事業として潜在的需要が高くなっていると考えます。

よって、政府におかれては、国民と日本の国土を守り、安全・安心な社会基盤を再構築するため、防災・減災対策としての公共事業を緊急かつ集中的に行

い、経済の活性化や雇用創出に資する防災対策の実施を強く求めます。

記

一、道路や橋梁、上下水道、河川道、港湾など、老朽化が進み更新時期が近づいている社会インフラを早急に点検・特定し、維持・更新のための公共投資を積極的かつ集中的に行うこと

一、電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化・無電柱化を促進し、都市の防災機能の向上を図ること

一、地域の安全・安心のために、学校等の公共施設や病院・介護等の社会福祉施設など地域の防災拠点の耐震化及び防災機能の強化を推進すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。

○議 長

提出者の提案理由説明を求めます。窪君。

○8 番

「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書（案）に対する趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長に朗読をしていただきましたが、今後、首都直下型地震や三連動地震の発生が懸念される中、防災上の観点から、社会インフラの老朽化対策が急務となっております。一方、景気・雇用は極めて厳しい状況が続いており、需要の創出策が必要であります。そこで、社会インフラの再構築などは、雇用創出のための公共事業として潜在的需要が高いと考えます。よって、安全・安心な社会基盤を再構築するため、経済の活性化や雇用創出に資する防災・減災対策としての公共事業を緊急かつ集中的に行うことを強く求めます。

どうか皆様に御理解をいただき、御賛同いただきますようお願いいたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第8号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

日程第7 発議第9号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を
求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第9号

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成24年6月15日

提出者 窪 和 子

賛成者 奥 田 幸 男

〃 高 幣 幸 生

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書（案）

昨年2011年8月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が、本年7月1日に施行されます。これにより、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートし、政府はこの3年間で集中的に利用拡大を図るとしてはいますが、導入促進に向けての環境整備は不十分です。

導入にあたっての課題として、風力発電では送電網整備の強化が急務であり、太陽光発電ではメガソーラー設置の円滑な設置が可能となるよう農地法の問題などの環境整備、さらに家庭用パネルの設置で発生する初期費用の問題が挙げられます。また、小水力発電導入時の手続の簡素化・迅速化なども求められて

います。

日本の再生可能エネルギー利用は、水力発電を除いた実績（2005年環境省）で、電力消費全体に対する使用割合が0.9%と他国と比べて遅れており、消費電力に対するエネルギー源の多様化が急務となっています。

よって、政府におかれては、再生可能エネルギーの導入促進と実効性ある買取制度に向け、以下の通り、十分な環境整備を図るよう強く求めます。

記

一、投資促進減税、省エネ・代替エネルギー減税などの拡充を実施し、再生可能エネルギーの導入を促進すること

一、買取価格・期間の設定において、設定ルールを明確化し、長期的な将来の見通しを示し、制度の予見可能性を高めること

一、再生可能エネルギー発電事業に係る規制改革を確実に実施するとともに進捗状況の管理のための独立機関等を設置すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。

○議長

提出者の提案理由説明を求めます。窪君。

○8番

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書（案）に対する趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長に朗読をしていただきましたが、昨年の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発の事故で、多くの方々がいまなお苦しんでいる事態を真摯に受けとめ、原発に依存しない、安全・安心のエネルギー社会を目指さなければなりません。そのためには、まずは省エネの徹底や、無駄のない火力発電システムの推進、太陽光発電など、再生可能エネルギーの強力な推進をしなければならないと考えております。そのような中、本年7月1日より再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートいたしました。導入促進に向けての環境整備が不十分であります。よって、再生可能エネルギーの導入促進と実効性ある買取制度に向け、投資促進減税などの拡充や、買取価格・期間設定において設定ルールを明確にするなど、十分な環境整備を図るよう強く求めます。

どうか皆様に御理解、御賛同いただきますようお願いいたします。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより発議第9号について採決を行います。
本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

日程第8 委員会の閉会中の継続調査の件
を議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たり、ごあいさつをお願いいたします。町長。

○町 長

議員各位におかれましては、本議会中、熱心な御議論をいただき、上程させていただきました16件の案件すべてを可決、承認いただきまして、まことにありがとうございました。

さて、この場をおかりいたしまして、元山山口駅近くの旧バス回転場の町有地売却に対する訴訟につきまして御報告させていただきます。昨日、大阪高等裁判所の判決が下され、本件控訴をいずれも棄却するという内容でございました。この土地売却は、鑑定士による鑑定、町広報紙やホームページへの掲載、新聞各社への公表、発表など広く周知を図り、適正な手続を経て、インターネット公売を実施して売却を行ったものでありましたが、第一審に続きまして、高等裁判所におきましても町の主張を全面的に認めていただきました。議員各位におかれましては、何かと御心配をおかけいたしましたでしたが、ここに報告させていただきます。

続きまして、平成23年度決算の見込みですが、まことに残念なことに単年度収支は大幅な赤字で、昨年度からの繰越金と基金からの繰入金で、赤字団体転落は何とか免れたということであります。平群町の財政は再び赤字基調に転換しております。今後におきましては、いま一度、町政全般を見直し、町民の日常生活に支障を来さない範囲で、新たな改革の手を打っていかねばならないと考えております。少子・高齢化、人口減少の中で、新たな財政需要が次々と求められる状況はあるわけですが、いましばらくは必要最小限にとどめさせていただき、当面は赤字基調からの脱却を目指し、財政基盤の安定的確立を果たしていかねばならないと考えておるところでございます。

議員各位におかれましては、今後におきましても御指導、御鞭撻くださいますようお願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○11番

議長、質問がありますので、発言の許可をお願いいたします。

○議長

緊急質問ですか。

○11番

はい。緊急に質問したいんですけど。

○議長

天変地異等、騒擾等以外は会議規則で許可されていませんが、そういったことでしょうか。

○11番

ですから、緊急質問があります。

○議 長

そういったことでしょうか。

○11番

平群町議会にかかわる問題ですので、質問の許可をお願いいたします。

○議 長

繁田議員、天変地異等によるもの、それと騒擾等によるものが緊急質問として許可されることになっておりますが、そういったことでしょうか。

○11番

まだ閉じてません。ブーが鳴るまでは閉会しておりませんので。ですから、天変地異や騒擾によるものというふうに会議規則には書かれていますけれども、平群町議会の存続にかかわる重要な案件ですので、許可をお願いしたいと思います。

○議 長

会議規則によってそうなっておりますので、許可はできないことになっておりますが。はい、繁田君。

○11番

議長、それはおかしいと思います。緊急質問というふうに私が発言しているわけですから、議会の同意を得て質問をすることはできるわけですから、議長がいま直ちにこの議会にお諮りをいただいて、同意を得られれば、質問を許可するという手順が議会のルールでありますので、ルールに従って議事進行をしていただきたいと思います。

○議 長

ルールに従って私はお話をさせていただいています。繁田議員も前副議長の時点のときにですね、緊急質問のそういった話もありましたが、平群町議会では、先ほど申しましたように、天変地異によるもの、また騒擾、広く住民等、多くの住民の方が関心を持たれていること以外についての質問は認めないということになっております。

○11番

ただいま議長がおっしゃったように、多くの住民の方々が関心を持っておられることについての質問でありますので、許可をお願いいたします。諮っていただきたいと思います。

○議 長

多くの質問に、持たれているとは、新聞に載ったりね、そういうことなんですけども。はい、繁田君。

○11番

3月定例会最終日におきまして、平群町議会議員に対する問責決議案が提案をされ、可決したことは、新聞紙上等にも掲載をされております。しかも、これは多くの町民が関心を持って、読者がお読みになった事件でありますので、それに関する質問であります。直ちに議場で諮っていただきたいと思っております。

○議長

以前にも、私も緊急質問としてですね、いろんなそういった類似したことも質問したんですが、私もその天変地異、また先ほど言いました騒擾の理由等に適さないということでも発言をさせていただきませんでしたので、いまのお話であれば、発言を却下いたします。

○11番

それはできません。議長、それは議会に諮って、議会の同意を得れば、緊急……。

○議長

それは緊急質問である場合に諮れるんです。緊急質問と認めません。

○11番

ですから、議長が以前に認められなかったからといって、いま議長がおっしゃった、多くの住民が関心を持っている事件であるならば、いま私が言ったとおりの事件に関することですから……。

○議長

繁田君。静かに。座ってください。私は、認められなかったからと言ってるわけではないです。

○11番

いや、そう言うたやん、いま。

○議長

私も天変地異、騒擾でなかったということで認められなかったということですよ。私は、そのいまのお話はよく見えてないんですが、天変地異、騒擾であるということを繁田さんはおっしゃるわけですか。はい、繁田君。

○11番

ですから、議長がおっしゃった天変地異、騒擾、あるいは多くの住民が関心を持っている出来事というふうにおっしゃいましたでしょう。ですから、いまから私が発言を求めていることは、確かに天変地異ではありません。しかしながら、多くの住民が関心を持っている事件についてのことであるわけですから、それは御許可をいただきたい。しかも、平群町議会にかかわる問題でありますので、許可をいただきたいということで、議長にお話し申し上げているわけですから、議会に諮っていただきたいと思っております。

○議 長

どういった内容でしょう。中身よりも、もうちょっと詳しくお話しいただけますか。はい、繁田君。

○11番

3月の定例議会の最終日にですね、井戸議員に対する問責決議案が提案をされました。井戸議員は除斥をされるわけですが、退席をされる前に釈明をしたいと思いますということで、議長の許可を得て釈明をされました。今定例会中に調製をされて発行されました3月定例会の会議録の中に、その発言がすべて掲載をされています。私は当時、井戸議員の発言を聞きながら、少し事実誤認があるのではないかと、あるいは誤解に基づくものがあるのではないかと感じておりましたが、実際に会議録が調製されて、それを読みますと、やはり私が懸念していたような発言が載っています。いまこの時点で会議録を訂正する、あるいは削除するということは既に不可能であるということは事務局のほうにも確認をしております。ただ、この間、5月30日と記憶をしておりますが、正副議長が立ち会われたと言いますが、正副議長が同席をされる中で、当事者の住民の方と井戸議員がお話し合いをされたと聞いております。その中で、この会議録で井戸議員が発言されている御発言の内容が、必ずしもそうではなかったという御発言があったように聞いております。それであるならば、その経過をここで明らかにしていただかなければ、このまま会議録が公式な永久保存版の記録として残るわけですから、誤解に基づいた不穏当な発言や不適切な発言で誹謗をされた住民の方々の名誉は回復することができません。ですから、5月30日にどのような話し合いがあったのか、その経過をきちっと全議員の前で御説明をいただきたいと思います。

○議 長

議会運営委員会を開催していただきますので、暫時休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時02分)

再 開 (午後 4時07分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

先ほど開催されました議会運営委員会の結果の報告を求めます。山口君。

○ 6 番

議長からの要請を受け、先ほど議会運営委員会を開催いたしました。内容については、先ほど本会議場でありました、繁田議員からの緊急質問を認めるかどうかという点でありました。その他の話もいろいろ出ましたけれども、基本的にこの議会で発言を認めるということになりましたので、御報告いたします。以上です。

○ 議 長

それでは、委員長の報告のとおり、繁田議員の発言を許可いたします。繁田君。

○ 1 1 番

大変貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。また、申しわけございませんでした。先ほども述べさせていただきましたが、5月30日に正副議長並びに議会事務局長が同席されまして、住民代表の小林さんと井戸議員がお話し合いをされたというふうに聞いております。その件につきまして、議長のほうから御報告をお願いいたしたいと思います。

○ 議 長

それでは、いま繁田君から報告を求めるといってお話がありましたので、5月30日に住民代表の方と井戸君が話し合いをされたことについて、少し報告をさせていただきます。

話し合いについては、局長と私、議長の山田と高幣副議長が立ち会いを行って話し合いをされました。話し合いの中ではいろいろな話もそれぞれ出されておりましたが、結局、2人の間ではいろいろな面での勘違い、誤解があったということを確認をされ、最後に握手をされて和解をされたということで、私はこの場で報告をさせていただきます。

以上です。

それでは、これをもって平成24年平群町議会第3回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 4時09分)